

## 【実施したパブリックコメント手続きの概要】

坂井市では、春江駅周辺の利便性の向上及びまちづくりによる賑わいの創出を目的とする春江駅周辺整備事業において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定される移動等の円滑化を、重点的かつ一体的に推進するため、「春江駅周辺地区バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

基本構想は、重点整備地区を設定し、各施設における事業メニュー（特定事業）を位置づけることで、計画的にバリアフリー環境を実現していくための取組方針を示すものです。

つきましては、このほど案を取りまとめましたので、市民の皆さまのご意見を広く募集します。

### 1 募集内容

春江駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）

### 2 意見を提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
- 市内に通勤または通学する方

### 3 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 坂井市役所 建設部 都市計画課 ※平日の午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 募集期間

令和8年1月15日（木曜日）～令和8年2月3日（火曜日） 20日間

### 5 意見の提出方法

ご意見は、記入用紙にご記入いただき、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でお寄せください。口頭や電話では受付しておりませんのでご了承ください。

記入用紙は、市ホームページからダウンロードしてください（閲覧場所である都市計画課にも備え付けてあります）。

※住所、氏名、連絡先は必ず記入してください。

ご記入がない場合、ご意見として取り扱えない場合があります。

※意見募集にあたり取得しました個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり適切に取り扱います。

### 6 提出先：坂井市役所 建設部 都市計画課 あて

次のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持参の場合 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 郵送の場合 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄第1号1番地  
坂井市役所 建設部 都市計画課 行き
- (3) ファクシミリの場合 0776-67-7522
- (4) 電子メールの場合 都市計画課メールアドレス [keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp)

### 7 意見の公表

いただいたご意見は、内容を取りまとめ、市の考え方を添えて、市のホームページに公表します。ご意見に対し個別の回答はいたしません。なお、ご意見以外の内容（お名前・ご住所など）の個人情報は公開いたしません。